

○ 茨城県企業局新財務会計システム構築業務に係るプロポーザルの公募に関する説明書

1 公告日 令和8年5月8日（金）

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局総務課

TEL : 029-301-4926

E-mail : kigyokeiri@pref.ibaraki.lg.jp

3 内容等

(1) 業務名

茨城県企業局新財務会計システム構築業務委託

(2) 業務の目的

茨城県企業局では、手作業で行っていた起票、記帳、集計などの経理業務の事務軽減を図るため、平成5年度から財務会計システムの運用を開始し、平成23年度に県庁内のサーバにシステムを構築し、職員に割り当てられている1人1台パソコンを利用したWebアプリケーション方式に移行したが、ハードウェア等の保守期限が迫っていることから、令和7年度に財務会計システムのクラウド基盤（水道標準プラットフォーム）への移行を行ったところである。

一方、茨城県及び茨城県企業局は、水道事業の広域化を推進するため、令和8年2月に28団体（茨城県古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに湖北水道企業団並びに栃木県下都賀郡野木町（以下、「関係団体」という。）と「茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定」を締結した。

基本協定では経営の統合先は茨城県企業局としており、経営統合後は、茨城県企業局が関係団体の水道事業を行うことになる。

関係団体の水道事業は、茨城県企業局とはそれぞれ異なる財務会計システムを使用しており、経営統合後も異なる財務会計システムで会計処理を行っているため、予算・決算の一元的な管理や集計作業の迅速化が困難になることから、経営統合後は茨城県企業局の財務会計システムへの統合を計画している。

この業務は、茨城県企業局の財務会計システムを新たに構築し、関係団体の水道事業と茨城県企業局の会計処理の一元管理及び集計作業の効率化を図ることを目的とするものである。

(3) 業務の内容

別添契約書（案）及び仕様書（案）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）

(5) 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

4 プロポーザル提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 日本工業規格（JIS）の個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項「JIS Q 15001」に準拠した適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備したプライバシーマークを取得し、本業務に JIS Q 15001 が要求する個人情報の管理を適用できること。外部委託により実施する場合においては、同様の認定を受けている企業であること。又は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度において、ISMS 認証基準を認証取得し、本業務に ISMS 認証基準に準拠した情報管理を適用できること。
- (7) 官公庁等において同等の構成のシステムを導入した実績があること。

5 プロポーザルに係る質疑受付・回答

- (1) 質疑の提出方法
質疑書（様式第5号）を作成し、電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質疑受付期間
公告日から令和8年5月20日（水）午後5時までとする。
- (3) 回答方法
すべての質疑を一括して、令和8年5月26日（火）までに電子メールにて回答する。
なお、受付期間以降に提出された質疑及び回答に対する再質問は受け付けない。

6 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法
本業務に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、説明書に基づき「参加表明書」（様式第1号）を電子メール又は持参、郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。
また、参加表明書を提出後、本公募の参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第2号）を電子メールで提出すること。
※参加表明書又は提案辞退届を電子メールで提出した時は、電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出先

上記2担当部局に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和8年5月29日(金)午後5時(必着)までとする。(ただし、県の休日を除く。)
受付時間は午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

7 プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

プロポーザル提出書(様式第3号)にプロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書(様式第4号)及びプロポーザル(PDFファイル)を電子メールで提出すること。

なお、資格要件について、4(6)については、それを証する書面を添付すること。

(2) 提出先

上記2担当部局に同じ

(3) 提出期限

令和8年6月2日(火)から令和8年6月18日(木)午後5時(必着)までとする。(ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条各号に定める日を除く。)

受付時間は午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

8 プロポーザル(技術提案書)の作成要領等

(1) 提出する書類形式

ア A4版横書きを原則とする。

イ 表紙及び目次を作成し、ページ番号を付すること。

ウ 40ページ以内(表紙及び目次、会社概要、見積書はこれに含まない。)で作成すること。

エ 作成したプロポーザル(見積書を含む)は、無記名のもの(社名部分や企業マークを隠したものの)、及び社名を記載したものをそれぞれ提出すること。

(2) 提出書類作成に当たっての留意事項

ア 委託仕様書及びプロポーザル評価基準を踏まえて、提案内容を具体的かつ簡潔にプロポーザル(技術提案書)を作成すること。また、企画提案を補足するため、必要なイラスト、イメージ図等を使用しても構わない。

(3) 提出書類へ記載すべき内容

ア 基本事項

仕様書の各要件を遵守することが明確になるよう記載すること。

イ 企画力に関する事項

(ア) 本業務の理解度

今回実施する茨城県企業局財務会計システム構築業務について、業務背景及びシステム化の目的を理解していること。

(イ) 仕様書の内容把握

仕様書の各要件に対する提案が不足なく具体的に記載されていること。

(ウ) 実現可能性

提案内容が具体的、論理的に記載され、実現可能な内容であること。また、機能要件を理

解し、すべての機能を確実に構築できること。

(エ) システム提案

使いやすさ、維持管理費、メンテナンス性等を考慮した提案となっていること。また、サーバの仕様を記載すること。

(オ) 追加提案

仕様書に記載のない具体的な追加提案を行い、システムの性能向上を図ること。

ウ 実行力に関する事項

(ア) スケジュール

スケジュールに無理がなく妥当であること。

(イ) 業務実施体制

構築、保守管理、緊急連絡等、本業務を実施する人員体制は十分確保されていること。また、作業要員の専門知識、類似システムの設計・構築に関する実績等の技術力について、具体的な内容が記載されていること。人員については、氏名、所属、担当分野、保有する資格、実務経験年数、過去業務実績等を記載すること。

なお、一部業務の再委託の可能性がある場合には、具体的な業務内容及び再委託先の会社概要等を記載すること。

(ウ) 業務実績

過去10年間の国省庁、地方自治体又は類似団体における同種又は類似業務の実績がある場合は、その内容を簡潔に説明すること。

エ 会社概要

会社概要について次の事項を記載すること。

なお、社名・代表者氏名・所在地等の情報は記載しないこと。

- a 設立年月日
- b 資本金
- c 年商（過去3年間）
- d 会社概要及び組織図

オ 見積額

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、工数（人月）、金額等）を明らかにした見積書（様式不問）を提出すること（消費税及び地方消費税相当額を明記）。

なお、見積書はプロポーザル（技術提案書）とは別葉とする。

また、費用の見積りに当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 見積額は、10「事業費の上限額」を超えないものとする。

なお、この金額は、予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格はこれを下回る場合があるので留意すること。

(イ) 見積書は、システム構築に係る費用と運用・保守費用を分けて提出すること。また、運用・保守費用は5年間（令和9年8月1日から令和14年7月31日まで）の各年度及び合計の費用を提出すること。

(ウ) 構築費用の見積額は、提案する企画に基づく設計・構築・納入に係る一切の経費を見込み、年度単位の内訳を記載するものとする。

(エ) 運用・保守費用の見積額には、クラウド使用料及び閉域網を使用する場合はそれに係る費用も含めるものとする。詳細については、仕様書を参照すること。

9 プロポーザル（技術提案書）評価基準等

(1) プロポーザル（技術提案書）の評価項目等

プロポーザル（技術提案書）の評価項目及び得点配分は、次のとおりである。

項目	評価項目	得点配分
技術評価点	要求事項への評価	110
価格評価点	見積額（見積書の金額）による価格評価	40
うち構築に対する価格評価点	構築の見積額（見積書の金額）による価格評価	(30)
うち運用・保守に対する価格評価点	運用・保守の見積額（見積書の金額）による価格評価	(10)
合計評価点	技術評価点と価格評価点の合計	150

※1 技術評価点は、別紙「プロポーザル（技術提案書）評価項目一覧表」に示す評価項目ごとに以下の区分により評価を行い、その合計点とする。

なお、提案内容は文書による意思表示にとどまらず、根拠、実現方式等が明瞭に記載されていること。

	A	B	C	D	E
評価	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要求事項を満たしている、又は適切な代替案が示されている。 加えて、特筆すべき秀逸な追加提案がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要求事項を満たしている、又は適切な代替案が示されている。 加えて、実現可能な追加提案がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要求事項を満たしている、又は適切な代替案が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要求事項を満たしていない事項がある。 代替案も十分なものでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要求事項を満たしておらず、不十分な提案である。 記載がない。
配分	100%	80%	60%	40%	20%

※2 価格評価点について、構築費用、運用・保守費用ともに以下のように算出する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{見積価格}}{\text{見積限度額}} \right)$$

※3 技術評価点及び価格評価点の端数処理は、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位まで算出する。

(注意) 提案者の見積額が、10「事業費の上限額」における構築・納入費用又は運用・保守費用の一方でも超えた場合は、失格とする。

(2) 審査方法

担当部局が別途設置する審査委員会において、(1)の各評価項目及び評価基準に基づき、プロポーザル（技術提案書）及びプレゼンテーションによる審査を行う。この審査結果をもとに、随意契約の相手方（採用するプロポーザル（技術提案書））を決定する。

ただし、応募者が多数の場合はプロポーザル（技術提案書）の書類審査を実施し、その

結果をもとにプレゼンテーション参加者を5者程度選定する。

なお、書類審査及びプレゼンテーションによる審査について、審査の経過、内容については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(3) プレゼンテーションの実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明25分、質疑応答15分の合計40分とする。

イ プレゼンテーションについては、提出された無記名のプロポーザル（技術提案書）に基づき行うこととする。追加資料の配布は禁止する。

ウ プレゼンテーションの参加者は、補助者を含めて3名以内とする。なお、本業務の業務責任者は必ず出席すること。

エ スクリーン及びプロジェクターは、茨城県企業局が用意する。その他、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションを欠席した場合は、失格とする。

カ 応募が1社の場合もプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

キ プレゼンテーションは、令和8年6月22日（月）に茨城県庁本庁舎（水戸市笠原町978番6）で実施予定。詳細（時間・会場等）については、別途通知する。

(4) プロポーザル（技術提案書）の採用結果通知等

審査結果は、審査委員会終了後に文書により通知する。

提出したプロポーザル（技術提案書）が採用された者に対しては、採用通知書（様式第6号）により通知する。

また、提出したプロポーザル（技術提案書）が採用されなかった者に対しては、不採用通知書（様式第7号）により通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。また、審査の内容については、一切公表しない。

10 事業費の上限額

(1) 本事業に係る費用の上限額は以下のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む。）。

構築・納入費用の上限額 163,384千円

運用・保守費用の上限額 25,372千円（/年）、126,860千円（/5年）

(2) 事業費の上限額は、予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。予定価格はこれを下回る場合があることに留意すること。

(3) 詳細については、仕様書を参照すること。

11 その他の留意事項

(1) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 期限までに提出のあったプロポーザル（技術提案書）に関するプレゼンテーションは令和8年6月22日（月）に実施予定とし、詳細な日程等は参加表明書の提出期間終了後に別に通知する。

(3) プロポーザル（技術提案書）を含む書類等の作成、提出及びプレゼンテーションへの出席に要する経費については、提出者の負担とする。

- (4) プロポーザル（技術提案書）が次の条件に一つでも該当する場合には、審査の対象から除外する。
- ア 本説明書に定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。この場合、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限以降におけるプロポーザルの差替え又は再提出は認めない。
- (6) 提出されたプロポーザルは返却しない。
- (7) 提出されたプロポーザルの内容は公表しない。
- (8) プロポーザルに記載した予定技術者は、療休、死亡、退職等の特別な場合で2「担当部局」の認める場合を除いて変更できない。
- (9) プロポーザルの審査は提出されたプロポーザル内容に基づき選考するが、採用決定後、茨城県と採用された業者との協議の上、提案内容を変更することがある。また、委託金額については採用決定後、見積り合わせにより別途決定することとする。
- (10) 契約書の作成を要する。
- (11) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規則第79条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (12) プロポーザルの作成のために茨城県から受領したすべての資料について、茨城県の事前の了解なく公表・使用してはならない。